

特定労務管理対象機関指定（C-1水準）に係る意見聴取について

令和5年11月1日
医療介護基盤課

1 趣旨

令和6年4月からの医師の働き方改革の施行に向け、医療法第113条に基づき広島県医療審議会による特定労務管理対象機関指定申請（B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準）に関する意見聴取を行い、県知事が特定労務管理対象機関を指定する。

C-1水準については、この医療審議会に先立ち、臨床研修プログラム・専門研修プログラム等の実施による地域の医療提供体制への影響を確認するため、広島県医療対策協議会の意見聴取を行う。

2 協議案件【1件】

(1) 指定区分

技能向上集中研修機関（C-1水準）

臨床研修または専門研修に関わる業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身につけるために、時間外・休日労働が年間960時間を超えざるを得ない医療機関

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

(3) 指定医療機関

地方独立行政法人広島市立病院機構

広島市立北部医療センター安佐市民病院

（許可病床数434床：一般414床、精神20床）

(4) 対象医師

初期研修医（医科）17名

(5) 地域医療における医療機関の役割

○地域救命救急センター

○地域医療支援病院

○地域がん診療連携拠点病院

○へき地医療拠点病院

○臨床研修指定病院

3 協議事項

(1) 研修計画（プログラム）は、適正な労務管理が行われ、研修の効率化が図られているのか。

(2) 時間外・休日労働の想定最大時間数等によって、想定している各研修計画の定員を満たせるような医師の確保が円滑に進むのか。また、地域の医療提供体制へ影響はないのか。

指定要件に基づく意見聴取（C - 1 水準）

	指定要件	根拠法令	申請書類	判断	
1	都道府県知事により指定された臨床研修プログラムまたは日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること。	新医療法第119条第1項	・臨床研修プログラム/専門研修プログラム	臨床研修指定病院 (平成16年指定)	○
2	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、36協定において年間960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	新医療法第119条第1項	・様式第3号 ・医療機関勤務環境評価センター評価結果通知書	・評価センターの評価結果は、「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われている」であり、評価項目の「 <u>適正な労務管理</u> 」、「 <u>研修の効率化</u> 」について適切に取り組んでいる。 ・臨床研修プログラムでは救急部門に重点を置いており、 <u>救急医療体制の確保や症例経験のため</u> 、月に5～6回の当直業務（宿日直許可なし）に携わることが労働時間となり、 <u>時間外・休日労働年間960時間はやむを得ない</u> 。	○
3	C-1水準を適用することによる地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がないこと。	-	・様式第3号	・臨床研修医は、研修期間中、豊富な救急症例や高度な医療に携わることができ、 <u>知識・技術の向上等を図ることができる</u> 。一方、 <u>当直の翌日には24時間の休息時間を設けており、研修医の確保や地域医療の確保に配慮している</u> 。 R5実績：応募36名/定員10名 〔地域の救急医療の砦として、広島市北部、広島県中山間部、島根県南部等広域医療圏から多くの患者を受け入れている。〕	○

C-1水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

必要書類を揃えて都道府県へC-1水準（プログラム／カリキュラム別）の指定申請

特に、各プログラム／カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付（※）

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。

C-1水準指定申請受付

地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1水準指定の妥当性を判断

C-1水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、**医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する。**

※ C-1水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。

議論の結果を反映

医療審議会における議論 ⇒ C-1水準の指定を判断

C-1水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、**地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。**

C-1水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項とする予定である。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム／カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

都道府県